

# 質疑回答書

令和3年6月10日

契約番号 2021000545

件名 令和3年度 伊賀市水道施設整備事業

一般国道368号線道路改良に伴う配水管支障移転工事

質 疑	回 答
<p>1 国道部の仮復旧が3層となっております。夏季の施工であり、17時までには開放となりますと、午後から仮復旧の施工をしなければなりません。よって、標準作業量（管路、仮復旧共）での施工は不可能ですが、交通誘導員の増員、労務補正及び工期延長について、発注者の考えを明示願います。</p>	<p>1 国道部の施工については、規制内で考えており、即日開放でないことから、交通誘導員の増員及び工期延長は考えておりません。但し、三重県との協議で施工方法及び施工時期が変更となった場合は、双方協議の上、変更協議を行います。</p>
<p>2 舗装復旧が3層での施工となっておりますが、道路非供用部での施工と考えてよろしいのでしょうか。供用部での施工であれば気温が20～30度の時、工事完了後交通開放するには約1～2時間必要である。開放の待ち時間により1日当たりの施工量が標準より少なくなりますので交通誘導員および労務費の補正が必要であると考えられる。また、1層での仮復旧を行い別日に3層による仮復旧への変更又は別の方法があれば明示下さい。</p>	<p>2 国道部の施工については、規制内で考えております。但し、三重県との協議で施工方法が変更となった場合は、双方協議の上、変更協議を行います。</p>

<p>3 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例により市場では土砂処分が有償となっております。発注者として、土砂処分についての考えを明示願います。</p>	<p>3 残土については、工事間流用として考えていますが、流用先が未定であるため、処理費については計上しておりません。処分地及び処理条件等については、契約後に双方協議の上、変更協議を行います。</p>
<p>4 施工箇所が国道 368 号の幹線道路であり、時間制約を著しく受けません。補正割増しについて、発注者としての考えを明示願います。</p>	<p>4 工事費積算参考資料のとおり交通量を考慮し補正割増を計上しております。</p>
<p>5 管路掘削幅が 0.55m となっておりますが、バックホウ(0.28 m<sup>3</sup>)のバケット幅が約 0.7m となっております、掘削できません。狭小バケットでの施工となりますと、0.13 m<sup>3</sup>程度の土量である為、サイクルタイムが著しく減少します。 掘削幅の変更又は、掘削機械のバケット容量に合った施工機械への変更は可能でありますか。また、変更が不可である場合は根拠を明示願います。</p>	<p>5 管路開削工事における掘削機種については、現場条件による施工性・経済性を総合して判断し選定しているものであり掘削幅に応じて施工機械を選定していないため、機械の仕様変更は考えておりません。</p>
<p>6 本工事においては日々連続して行う工事である為、再掘削は必要であると思われるが、設計図書に計上がありません。発注者の考えを明示願います。</p>	<p>6 再掘削については、受注者によって施工方法に、ばらつきが見受けられるため、計上しておりません。契約後に双方協議の上、設計基準どおりの再掘削幅が必要と認められた場合は変更協議を行います。</p>

<p>7 水道実務必携では交通誘導警備の配置人数についての記載が無い事項には他の積算基準を使用することと定められている。国土交通省土木積算基準では交通誘導員の配置は休憩・休憩時間については割増係数による人員の算出ではなく、それらの時間の要員も交通誘導整理員の人数に含めて計上するとありますが発注者が規定している割増による積算基準であれば変更の対象となりますが発注者はどのように考えているか明示願います。また、三重県公共工事共通仕様書では国道 368 号は指定路線となり交通誘導員 A を配置しなければならないが設計では交通誘導員 B となっている為、なぜ指定していないのか発注者の考えを明示願います。</p>	<p>7 特記仕様書に記載のとおり交通誘導員の人数は、概算数量で計上しているため、工事着手前に配置計画等（交通誘導員 A・B 人数、期間等）を作成し、それを基に双方協議の上、変更協議を行います。</p>
--	---

※この回答に対する質問は受付できません。